

歯科技工士法施行規則の一部訂正について

「歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第71号）」及び「歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令」の公布について（通知）（令和4年3月31日付け医政発0331第61号）」について、以下のとおり一部訂正がありましたのでお知らせします。

歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令 正誤表

正	（記録の作成及び保存） 第十五条 <u>開設者は、指示書による歯科技工ごとに、その記録を作成して三年間これを保存するものとする。</u>
誤	（記録の作成及び保存） 第十五条 <u>歯科技工士は、その業務を行つた場合には、その記録を作成して三年間これを保存するものとする。</u>

「歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令」の公布について（通知） 正誤表

正	<u>第2 制定の内容</u> （略） ○ <u>開設者は、指示書による歯科技工ごとに記録を作成し、保存するものとする。</u>
誤	<u>第2 制定の内容</u> （略） ○ <u>歯科技工士は、業務を行つた場合には記録を作成し、保存するものとする。</u>

なお、この訂正については、このホームページに掲載する通知もあわせて差し替えしていますので念のため申し添えます。